

岩手県告示第451号

令和3年4月16日付け岩手県報第12084号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（令和3年岩手県告示第326号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市衣川後山5の7、5の8、5の15、5の19、18の9、18の12、18の40、18の41、18の43、18の56、18の60、18の62、18の70

(2) 所在が不明である通知の相手方 秋野力治、佐藤文義、菅原泉、菅原俊三、鈴木丑雄、鈴木忠視、高橋サトリ、高橋長一、高橋剛、高橋信雄、高橋政雄、高橋美枝子、苫米地行三

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所